

この注意事項は、利用責任者が利用者全員に配付した上で、保管してください。
また、利用責任者は、利用の都度、この注意事項を持参し、改めて利用者全員への周知をお願いします。

県立学校施設開放（グラウンド・テニスコート） 新型コロナウイルス感染症対策における注意事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、

施設の利用にあたっては、これまでの取扱いに加え、次の事項を守ってください。

児童・生徒の安全、安心な生活の確保のため、また、利用者の皆様にも安全に施設を利用していただくため、ご協力をお願いします。

1 施設利用前

- 利用責任者は、別紙1「施設利用者名簿」を参考に、利用者全員の氏名及び連絡先を記載した名簿を作成してください（任意の様式でも構いません）。
- 1回の開放で複数の団体が利用する場合（例：他の団体と試合をする場合）は、各団体がそれぞれ利用者名簿を作成し、利用責任者が確認できる体制をとるなど、全ての利用者を把握できるようにしてください。
- 作成した名簿は、学校への提出は不要です。利用責任者が利用日から1ヵ月間保管してください。（利用者に感染が判明した場合、濃厚接触者を特定するため、作成をお願いします。感染拡大の防止にご協力をお願いします。）
- 利用責任者は、施設を利用する前に、次の枠内について、利用者全員に確認してください。
確認の結果、①～⑧に該当した方や当日の体調がすぐれない方は、施設利用を控えてください。

【施設利用前に利用者全員が確認すべき事項】

- 利用当日の体温
- 利用前2週間における以下の事項の有無
- ① 平熱を超える発熱
- ② 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ③ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ④ 嗅覚や味覚の異常
- ⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
- ⑦ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
- ⑧ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

裏面も確認をお願いします

2 施設利用中

- 他の利用者等との距離（できるだけ2m以上）を確保してください。
（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。
- マスクを持参し、スポーツを行っていないときや会話をするときには着用してください。
- スポーツを行うときは、各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に示された練習内容や競技実施上の留意点等を踏まえた活動をお願いします。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください。
（アルコール等は利用者が持参してください）。
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないでください。
- 利用中は、十分な換気を行い、密閉空間とならないよう注意してください。
- 応援、見学等は、利用者に児童・生徒がいる場合にその保護者に限るなど、必要最小限の人数としてください。

3 施設利用後

- 施設の利用後は、必ず利用施設の消毒を行ってください。
（利用時間内での消毒作業をお願いします）。

利用施設	消毒が必要な箇所の例
グラウンド	トンボ、レーキ、ライン引きの持ち手、水道の蛇口、 石灰庫引き戸の取手、その他複数の利用者が触れたと思われる箇所
テニスコート	クランクハンドル、ブラシ、レーキ、ほうき、金づち、スコップ、一輪車、ローラー等の持ち手、水道の蛇口、 その他複数の利用者が触れたと思われる箇所
トイレ （体育館1階）	ドアノブ（入口）、照明スイッチ、水道の蛇口、和式便器のレバー、 小便器の水洗ボタン、トイレ（個室）のドアの鍵部分、トイレトペーパーホルダー その他複数の利用者が触れたと思われる箇所

- 消毒に使用する消毒液・除菌剤等については、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いることとし、別紙2及び別紙3の資料を参照のうえ、利用者が持参してください。
- 施設利用日誌（両面記載）と新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを記載し、施設利用後に本校で団体ごとに作成しているカードケースに入れて学校に提出してください。
- 利用者が持参したものは、ゴミを含め全て持ち帰ってください。
- 利用前後のミーティング等においても、「三つの密（※）」を避けること、会話のときにマスクを着用するなどの感染症対策に十分に配慮してください。
- 利用後2週間以内に、利用者に新型コロナウイルスの感染が判明した場合は、感染を診断した医師及び保健福祉事務所等の指示・指導に従ってください。

（※）これまで集団感染が確認された場に共通する
①換気の悪い密閉空間、
②人が密集している
③近距離での会話や発声が行われる
という3つの条件

4 その他

- 感染防止のために学校が決めたその他の措置や、学校の指示に従ってください。
- 以上の点が守られない場合、またはできなかった場合は、児童・生徒や他の利用者の安全を確保する観点から、利用承認の取消や中止を求めることがあります。
- 感染状況等により、学校の教育活動に影響が出た場合は、施設開放を中止することがあります。

【添付資料】

別紙1 「施設利用者名簿」

(学校への提出は不要ですが、利用責任者は利用日から1か月間保管してください。)

別紙2 「身のまわりを清潔にしましょう」(厚生労働省作成)

別紙3 「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」(経済産業省作成)

問合せ先

神奈川県立横浜修悠館高等学校

事務室 施設開放担当

電話 045-800-3712